

自己点検事項

◇ 医療保護入院等診療料 (IO14)

(1) 常勤の精神保健指定医が1名以上配置されている。 (適 ・ 否)

※ ただし、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている精神保健指定医である非常勤医師を2名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

(2) 医療保護入院等に係る患者に対する行動制限を必要最小限のものとするため、医師、看護師及び精神保健福祉士等で構成された委員会が設置されている。 (適 ・ 否)

(3) 行動制限最小化に係る委員会において、次の活動を行っている。 (適 ・ 否)

ア 基本指針の整備

※ 行動制限についての基本的な考え方や、やむを得ず行動制限する場合の手順等が盛り込まれている。

イ 月1回程度の検討会議の開催

※ 措置入院、緊急措置入院、医療保護入院及び応急入院に係る患者の病状、院内における行動制限患者の状況に係るレポートに基づき、病状の改善、行動制限の状況の適切性及び行動制限最小化を検討する会議である。

ウ 年2回程度の研修会の実施

※ 当該保険医療機関における精神科診療に携わる職員すべてを対象としている。
※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、隔離拘束の早期解除及び危機予防のための介入技術等に関する研修である。

点検に必要な書類等

・常勤の精神保健指定医の指定医証、出勤簿

点検に必要な書類等

・行動制限最小化に係る委員会の設置要綱、議事録

点検に必要な書類等

・精神保健福祉法等に関する研修の実施状況が確認できる書類

医療機関コード

保険医療機関名